

濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設  
再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表 (1/3)

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮	2022.4.19	<審査会合資料> P5の品質・保安会議に係る注釈については、目次で別途説明することが明確になっているため、削除すること。	<審査会合資料> 品質保安会議の議長変更を別途説明する旨の注釈については、目次で明確になっているため、削除すること。	2022.4.20 (資料提出)	審査会合資料 (資料1)	-
2	濃縮	2022.4.19	<審査会合資料> P5の①に関して、設工認からの反映ということだが、インターロックに関わる事項を削除という説明よりは、一部の機能が削られるという理解である。正確に表現すること。	<審査会合資料> 濃縮度管理インターロックについては、一部の機能が削除された旨、表現を修正する。	2022.4.20 (資料提出)	審査会合資料 (資料1)	-
3	濃縮	2022.4.19	<審査会合資料> P5の①～⑥について、どうい趣旨で変更内容を並べたのかわからない内容となっている。それぞれのポイントがわかるようにすること。	<審査会合資料> 保安規定への反映事項については、反映した保安規定の条文毎に纏めるよう修正する。	2022.4.20 (資料提出)	審査会合資料 (資料1)	-
4	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別01> P4の作業ステップについて、②-3の部分でステップ②-1と記載しているが、②-2が正しいのではないかと確認して修正すること。	<保> 濃縮個別01> 各作業ステップの紐づけについて、確認し修正する。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	-
5	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別01> P4の②について、②-2が運営管理課で②-3が施設管理課と記載しているが、逆ではないかと確認して修正すること。	<保> 濃縮個別01> 各作業の実施部署について、確認し修正する。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	-
6	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別01> P7の吹き出しでステップ②-3と記載しているが、②-2ではないかと、左下の箇所についてもステップ①-4と記載しているが②-4ではないかと確認して修正すること。	<保> 濃縮個別01> 各作業ステップの紐づけについて、確認し修正する。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別01 事業変更許可及び設工認からの反映事項の網羅性に係る補足説明資料	-
7	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別04> P1で使用前事業者検査等終了日について定義しているが、これ以降、使用前事業者検査等終了日という記載がない。P5のただし書きについても、「使用前事業者検査終了後」という記載をしていたり、他の箇所でも「使用前確認後」という記載をしている。記載を統一するよう見直すこと。	<保> 濃縮個別04> 用語について整理し、記載を統一するよう修正する。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
8	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別04> 使用前確認は原子力規制検査として使用前事業者検査を行った過程において、使用前確認を行うような行為であるため、今記載している使用前確認は、本来、原子力規制検査という位置付けになる。P5の*2について、運用要求に係る検査の使用前確認は、保安規定認可後に実施と記載しているが、保安規定認可後に使用前事業者検査を実施するという内容になると考えるため、見直すこと。	<保> 濃縮個別04> 使用前確認の位置づけについて整理し、修正する。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
9	濃縮	2022.4.19	<保> 濃縮個別04> 条文の中で使用前事業者検査に係る変更とそれ以外の変更が混在している条文について、条文の中のどこが使用前事業者検査に該当するのを示すこと。	<保> 濃縮個別04> 保安規定変更箇所について、使用前事業者検査に該当する箇所を明確にする。	2022.4.26 (資料提出)	保) 濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
10	濃縮	2022. 4. 19	<保>濃縮個別04> 工事や運用上の制約がない事項というのはどういう意味なのか、よくわからない。附則の用語と工事や運用上の制約がない事項、それ以外の事項の種別がリンクするように言葉を整理して纏めること。	<保>濃縮個別04> 工事や運用上の制約がない事項の定義付けをするとともに、保安規定変更箇所のうちどの事項に該当するのかを明確にする。	2022. 4. 26 (資料提出)	保)濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
11	濃縮	2022. 4. 19	<保>濃縮個別04> 規定という言葉は、条文単位ではなく、それぞれ定められている内容のことをいうので、附則の第3項の柱書だけで十分読める。ただし、この用語だけでは、分かりにくいので、そこがどう規定であればいいのか整理すること。	<保>濃縮個別04> 附則第3項のただし書きに係る規定を整理する。また、附則に記載する表現として適正化する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保)濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
12	濃縮	2022. 4. 19	<保>濃縮個別04> 附則第2項の社長が指定する日が適用される品質保安会議の議長変更について、株主総会などで社長が否決した場合、この記載はどうか考えればよいか。	<保>全社共通01> 品質・保安会議の議長変更については、社内で合意形成され、保安規定に反映している。また、保安規定認可後、社内手続きにて社長が決裁することから、附則第2項の記載には影響はない。	2022. 5. 11 (資料提出)	保)全社共通01 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る補足説明資料	-
13	濃縮	2022. 4. 19	<保>濃縮個別04> P5の図について、緑色と黄色の矢印が制定から認可まで伸びているが、実際は施行1から矢印が伸びているのではないか。	<保>濃縮個別04> 施行1から適用するため、矢印の位置を修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保)濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
14	濃縮	2022. 4. 19	<保>濃縮個別05> 新規制基準に係る保安規定の変更の第1段階と今回の変更の関係については、この補足説明資料でもあまり説明がなされていないため、説明する必要がある。今後のヒアリング等で確認する。	<保>濃縮個別05> 今回追加した火災、自然災害等の事象への対応について、第1段階の保安規定での対応状況を整理し、資料を修正する。	2022. 4. 26 (資料提出)	保)濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に係る補足説明資料	-
15	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> 添付1-1、1-2の保安規定への反映欄に該当する保安規定の条番号しか記載されていないため、具体的な内容がわかるように記載を見直すこと。	<保>濃縮個別02> どのような内容を保安規定のどこに反映したのかがわかるように、反映内容と保安規定の項番号等を追記し、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
16	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> 他の説明資料では、インターロックの撤去ではなく、インターロックの改造に伴う運転条件の削除という表現のため、他資料との整合を図ること。	<保>濃縮個別02> 他の説明資料との表現の整合性を図り、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
17	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> 添付1-1の事業変更許可を記載している箇所について、該当する事業変更許可の項番号を記載しているが、項の中のどこに該当する記載が書かれているか、わかるようにすること。	<保>濃縮個別02> 事業変更許可の章タイトル等を記載し、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
18	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> P19ページの5-14において、外部火災と記載されているが記載されている内容は火山に係る事項なので、適切に修正すること。	<保>濃縮個別02> 誤記のため、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
19	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> P26ページ以降、表の体裁を整えること。	<保>濃縮個別02> ワープロソフトの問題であるが、可能な限り体裁を整え、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
20	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別02> P62 No.122、124のフィルタ除去効率99.9%以上の記載について、保安規定反映状況では○と記載されているが△ではないか。適切に修正すること。	<保>濃縮個別02> 誤記のため、資料を修正する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別02 事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料	-
21	濃縮	2022. 5. 13	<保>濃縮個別03> 加工規則第8条第1項第6号2.について、保安規定関連条文として別表5が関連付けられているが、安全確保のために何をやるべきかという内容が他条文で定められており、その内容を実施するために社内規定を定めることがこの条文の要求事項であるため、本条文だけに別表5が紐づくのは不適切ではないか。	<保>濃縮個別03> 以下のとおり資料を修正する。 今回の変更内容が審査基準のどこに直接的に該当するのかを整理し、直接的に該当する箇所に変更内容を記載する。また、当該変更内容が他の審査基準に関連する場合、関連する審査基準にも記載する。	2022. 5. 20 (資料提出)	保)濃縮個別03 保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料	-

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
22	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別03> 加工規則第8条第1項第6号3.について、3.については臨界管理に関する規定で、インターロックの変更であるため第23条が紐づけられている。一方で同じインターロックの変更である第29条が加工規則第8条第1項第6号6.の地震、火災等発生時の措置に紐づけられているため、全体的に再度整理すること。	<保>濃縮個別03> 以下のとおり資料を修正する。 今回の変更内容が審査基準のどこに直接的に該当するのかを整理し、直接的に該当する箇所に変更内容を記載する。また、当該変更内容が他の審査基準に関連する場合、関連する審査基準にも記載する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別03 保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料	-
23	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別03> 加工規則第8条第1項第16号1.について、保安規定関連条文として別表3が関連付けられているが、今回の主たる変更内容としては新設設備の追加であり、1.に紐づくのは不適切ではないか。	<保>濃縮個別03> 以下のとおり資料を修正する。 今回の変更内容が審査基準のどこに直接的に該当するのかを整理し、直接的に該当する箇所に変更内容を記載する。また、当該変更内容が他の審査基準に関連する場合、関連する審査基準にも記載する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別03 保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料	-
24	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別04> 表(2)については、社長が指定する日を施行日ということだが、認可後10日以内に施行の内容と同じ時期に施行するように読めるため、適切に修正すること。	<保>濃縮個別04> 施行時期に応じた記載に資料を修正する。	2022.5.24 (資料提出予定)	保)濃縮個別04 施行時期に係る補足説明資料	-
25	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別05> 別表について、保安規定変更の第1段階と今回の対応状況を整理しているが、第1段階の対応状況を記載している欄に第2段階で反映している等の記載があり、うまく整理できていない。再度整理すること。	<保>濃縮個別05> 第1段階、第2段階それぞれでどのような対応をしたのかわかるよう、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に関する補足説明資料	-
26	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別05> 添付1について、例えば一つの文章に複数の変更理由がある場合、変更理由が具体的に記載されていないため、どの変更がどの変更理由かわからない。保安規定の変更箇所と変更理由が具体的にわかるように修正すること。	<保>濃縮個別05> 各変更内容が、どの変更内容と対応しているのかわかるよう、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に関する補足説明資料	-
27	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別05> 添付1の変更理由について、事業変更許可、設工認に係る変更と理由が記載されているが、濃縮個別02の資料で示している事業変更許可、設工認から反映箇所と紐づけすること。 また、本補足説明資料に限らず、補足説明資料全般として、事業変更許可、設工認からの反映事項は、濃縮個別02の資料と紐づけすること。	<保>濃縮個別05> 事業変更許可、設工認に係る変更内容について、濃縮個別02との紐づけを行い、資料を修正する。また、他の補足説明資料においても、同様に修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に関する補足説明資料	-
28	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別05> 6)カスケード設備の生産運転停止等の措置について、変更後の記載は削除と記載されており、その変更理由は記載の適正化となっている。実際は、6)に記載していた生産運転停止措置を各事象に記載しており、それがわかるように修正すること。	<保>濃縮個別05> どのような変更をしたのかわかるよう、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別05 火災及び自然災害等発生時における対応に関する補足説明資料	-
29	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別06> 本文の資機材の保有数の考え方で分類「Ⅱ、Ⅲ」に該当するものは予備数を設置しないと説明しているが、表の中で「Ⅱ、Ⅲ」に該当するものでも予備数が記載されている。予備を配備してはいけないということではないが、位置づけや考え方を追加すること。	<保>濃縮個別06> 保有数の考え方「Ⅱ、Ⅲ」に該当する資機材においても、予備を有しているものがあるため、その考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別06 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る補足説明資料	-
30	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別06> 監視カメラとシャッター前カーテンについて、分類が「一」になっており予備数も記載されていないため、事業変更許可や設工認との位置づけを補足すること。	<保>濃縮個別06> 事業変更許可、設工認との位置づけを追記するとともに、保有数などの考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別06 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る補足説明資料	-
31	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別06> 表中の携帯用照明器具やAPDの保有数等について、「現場対外用資機材に含む」と記載されているが、全て同じなの一部が対象なのか不明確である。また、通信連絡設備にも、同様の記載がある。	<保>濃縮個別06> 「現場対象用資機材に含む」の考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別06 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る補足説明資料	-
32	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別07> 各業務フローにおける考え方と保安規定の対応を記載しているが、従来との変更点に係る説明がないため、備考欄に説明を追加すること。	<保>濃縮個別07> 従来からの変更点を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別07 シリンダ管理に係る補足説明資料	-
33	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 保安上特に管理を必要とする設備について、廃棄物やシリンダ等(洗缶)を削除した理由がわからないため、設備の選定の考え方を含め、修正すること。	<保>濃縮個別08> 従来規定していた考え方、今回削除した考え方を追記するとともに、適切な変更理由に修正し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
34	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 保安上特に管理を必要とする設備について、ここに記載されている設備が従来、どういった考え方で選定されていたのか、その経緯も含め記載を修正すること。	<保>濃縮個別08> 従来規定していた考え方、今回削除した考え方を追記するとともに、適切な変更理由に修正し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
35	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> ページング装置について、仕様表の対象外となったことから削除と記載しているが、その理由が分かりにくい。 また、放射線測定機器類についても、放射能観測車を追加した理由がわからないため、資料全体を通して説明が足りない箇所は記載を充実させること。	<保>濃縮個別08> 対象外、対象とした根拠や考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
36	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 放射線監視・測定設備について、運転管理課長と放射線管理課長が管理する機器があるが、なぜ管理する機器をそれぞれ分けているのか考え方を記載すること。また、設備区分について、事業変更許可、設工認との関係性も整理すること。	<保>濃縮個別08> 設備に応じて管理担当課長が異なることの考え方を追記するとともに、設備区分について、事業変更許可、設工認との関係性を整理し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
37	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 別表3の貯蔵設備の変更に係る説明について、「現行では貯蔵設備であるシリンダ及び置き台を貯蔵設備として」と記載されているが、他の箇所の記載が異なるため、修正すること。	<保>濃縮個別08> 本資料内及び他の資料とを確認し、表現の整合性を図り、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
38	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 別表3について、放射線監視・測定設備では巡視点検担当課長が同一の機器は記載欄を統一したとしているが、固体廃棄物の廃棄設備では、巡視点検担当課長が同一の機器でも記載欄を分割しているため、記載方法を整理のうえ修正すること。	<保>濃縮個別08> 記載方法の考え方を追記し、必要に応じて別表3の記載を修正し、資料を修正する。なお、別表3を修正する場合は、補正事項となるため、資料に補正方針を追記することとする。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
39	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 別表3について、「廃棄物の廃棄設備」と「廃棄物廃棄設備」の記載があり、どちらが正しいのか。	<保>濃縮個別08> 正しくは「廃棄物の廃棄設備」であるため、別表3の記載を修正し、資料を修正する。なお、別表3の修正については、補正事項となるため、資料に補正方針を追記することとする。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
40	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別08> 核燃料物質の検査設備について、変更内容に係る説明に「主要分析ダクトについては目視可能となったため」と記載しているが、どういった理由で目視可能になったのか説明を追加すること。	<保>濃縮個別08> 分析ダクトを巡視点検対象とした考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別08 設備の所掌に係る補足説明資料	-
41	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別09> 差異説明等について、他施設に比べて変更した箇所と特定の施設に比べて変更した箇所があるが、記載の書き分けの考え方を補足すること。	<保>濃縮個別09> 做った施設の選定の考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別09 当社他施設との整合性に係る補足説明資料	-
42	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別09> 「生産運転停止等の措置は、事象毎に記載している」との記載されているが、なぜその他の施設と差異が出たのか説明を追加すること。	<保>濃縮個別09> 他施設との差異の考え方を追記し、資料を修正する。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別09 当社他施設との整合性に係る補足説明資料	-
43	濃縮	2022.5.13	<保>濃縮個別09> UF <sub>6</sub> 排気と記載されているが、このUF <sub>6</sub> 排気というのは、設工認では排気回収と説明を受けていた。同じ内容との理解でよいのか。また、言葉を変えた意図はあるのか。	<保>濃縮個別09> 設工認では「排気回収」であるため、資料を修正する。なお、本修正は、補正事項となるため、資料に補正方針を追記することとする。	2022.5.20 (資料提出)	保)濃縮個別09 当社他施設との整合性に係る補足説明資料	-

濃縮・埋設事業所 ウラン加工施設、廃棄物埋設施設  
再処理事業所 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る保安規定変更認可申請コメント管理表 (3/3)

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 役員の教育に係る内容は、現行の規定もQMSの条文にあったり、保安教育という形で記載されているので、全体像の整理をして現状がどうい状態にあるのか、今後どうなるのかを整理したほうが、実態がわかると思う。	<保> 全社共通01 役員の教育の実施の経緯および位置付けとして、保安教育との関係、QMS上の位置付けを含めて資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
2	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 安全・品質本部長の職務、これまでも全社的な観点で各事業部をけん引する役割を担っている点から議長としての技術的能力があることは理解するが、立場的に変わるといことについて、本当に問題がないのかということの説明が必要。(役員への委嘱事項の見直し、役員の割り当て、事業許可の際には原燃として安全を最優先するという方針を掲げていたこと等との関係を含めて説明すること。)	<保> 全社共通01 保安組織上の職位として設定すること、役員との関係について整理し、問題ないとする考え方を資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
3	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 安全・品質本部長を議長とする代わりに、社長が選任する委員として安全・品質本部 副本部長を選任することが保安規定上では明確となっていない点について説明すること。	<保> 全社共通01 保安規定上、副本部長を「社長が選任する委員」として別途指名し、必須委員として社内規定で明確にすることを考えていたが、保安規定への反映により、必須委員として副本部長を明確にすることを、資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
4	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 「保安規定の変更をするという判断」と「取締役会での決定の日」の関係の説明すること。	<保> 全社共通01 手続きについて社内でも再確認した結果を含め、関係を資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
5	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 持ち回り審議に関する規定において、変更前に必須としていた安全・品質本部長による確認が、変更後の保安規定で明確となっていない点について保安上の妥当性を説明すること。	<保> 全社共通01 NO.3と同様に、持ち回り審議時の必須委員を社内規定で明確にすることを考えていたが、保安規定への反映により、必須委員として副本部長を明確にすることを、資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
6	全社共通	2022.4.19	<審査会合資料> 役員等の安全に係る教育について、安全・品質本部長の職務とし、実施計画を品質・保安会議で審議しないことについて保安上の妥当性を説明すること。	<保> 全社共通01 安全・品質本部長の職務として実施にあたり、承認者を品質・保安会議議長から安全・品質本部長へ変更するのみであり、品質・保安会議にて審議または報告する運用に変更があるものではないことの説明を、資料に記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
7	全社共通	2022.4.19	<保安規定> 本日(4/19)のヒアリングの中での説明で安全・品質本部長が上位との説明があったので各事業の保安規定の組織図を確認したところ、至・本部と事業部との記載位置が異なっている。また、事業許可を確認したところ、事業許可とも一致していない。組織図としては事業許可が正しいとの理解で良いか？また、今回の変更申請で見直すのか？	<保> 全社共通01 安全・品質本部副本部長を保安規定の職務の中で明記することから、保安に関する組織図についても変更することとし、保安規定への反映により、副本部長を明確にすることを、資料に記載する。なお、あわせて、事業指定(許可)申請書 添付書類(技術的能力)の組織図と整合させる旨の説明を記載する。	2022.4.28 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料 「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント	
8	全社共通	2022.5.13	<p>&lt;保安規定&gt; 品質・保安会議の審議事項として明示しているのは、保安規定で項目立てをしている活動内容であり、下部で規定するものは、パスケットクローズ的に読むというグレードアプローチは理解する。一方、役員教育を重要だと鑑みて職務において特出したのであれば、保安規定で書いていることとなり、下部で定めるということではなくなる。また、事業変更許可や保安規定の変更のように各条文中にて定められないものも審議事項として入っている。これらを含め、品保・保安会議規程、安全委員会の審議事項として、個別条文中で記載されていることをどこまで入れるかを社内で検討して整理すること。</p>	<p>&lt;保&gt; 全社共通01) 役員教育は、保安規定において安全・品質本部長の職務として定め、要求事項として明記したこと、また、現行の保安規定において役員教育の実施計画を定めることになってきたことから、保安規定の品質・保安会議の審議事項に役員教育の実施計画を追加する。品質・保安会議の審議事項の記載としては、保安規定の各条にて定められる事項と整理でき、これまでも整合するものである。また、社内規定にも、保安規定の審議事項との関係が明確になるよう、記載を追加する。</p>	2022.5.20 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料	「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
9	全社共通	2022.5.13	<p>品質保安会議の社内規定における審議事項は、社長が必要と認める品質マネジメントシステムに関する事項のうち、安全文化の育成および指示に関する事項とするとのことだが、No8の整理としてそもそも保安規定としてどうするのか検討すること。 保安規定で役員の教育を審議事項とは別であるが明示的になっていて、それをうまく拾えるように下部ができてきているのかが疑問であり、文章体系として漏れ無いよう、整合を取って全体を整理し、説明すること。</p>	<p>&lt;保&gt; 全社共通01) 同上</p>	2022.5.20 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料	「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
10	全社共通	2022.5.13	<p>&lt;保安規定&gt; 役員教育の「表 運用の変更点」の審査の意味は何か、帳票上の話であるのなら、その旨が分かるように補足すること。表を呼び込んでいる文章において、承認者だけを変更するとなっている。運用のプロセスを説明し、それぞれの段階でどのように修正することがわかるように、文章を拡充すること。</p>	<p>&lt;保&gt; 全社共通01) 品質・保安会議にて審議する運用の全体プロセスが分かるよう、文章に記載する。そのうえで、運用の各段階においてどのように修正することがわかるようになる。</p>	2022.5.20 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料	「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—
11	全社共通	2022.5.13	<p>&lt;保安規定&gt; 添付1「教育訓練要領(抜粋)」について、品質・保安会議にて審議、報告する運用に変更がないことが分かるように、新旧対比を示すこと。</p>	<p>&lt;保&gt; 全社共通01) 役員教育を安全・品質本部長の職務としたことを踏まえて、「品質・保安会議運用要則」に記載していた内容を「教育訓練要領」へ追加している。このため、品質・保安会議にて審議、報告する運用に変更がないことが分かるよう、それぞれの要則及び要領の比較を添付として示す。</p>	2022.5.20 (資料提出)	保) 全社共通01 補足説明資料	「品質・保安会議に係る事項の変更」に係る	—